

南相馬会場(市民文化会館ゆめはっと 大ホール)  
11月2日(金)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	<p>9.5mSv(/h)がなぜ50mSv(/Y)となるのか。計算方法を教えて欲しい。</p> <p>また、モニタリングの際に地区で一番低いところの線量を出すよう指示があるとのこと。線量の低いところだけ計られたのでは困る。</p> <p>もし自宅の地域の避難指示が解除された際には、国には半年間片付けをしながら住んでいただきたい。実際の線量を考えればあなた方は住めないという考えになるのではないか。</p>	内閣府	<p>9.5<math>\mu</math> Svが50mSvになるのかというご質問でございます。よくここでは空間線量から実際の被ばく線量を推計する際の換算式としまして、8時間屋外、16時間屋内にいて屋内の遮蔽係数を0.4とするという計算式が広く使われてございます。それに基づきますと9.5が年間50mSvになるという結果になります。もちろんこれは換算式でございますので、実際にどの程度になるのかということを保守的に予測するためのものでございまして、実際に計った結果は計算した結果より低くなるということを確認しております。</p> <p>それから二つ目の、実際に計ってみて一番低いところの線量はどこかといったモニタリングがあったというお話を伺いました。そういうことは実際あってはならない話だろうと思います。一方で、場所によって高いところもあれば低いところもある、で、片方だけを見るというのは良くないということで平均的にどの程度なのかということ客観的に知りたいということで空から航空機モニタリングという方式を採らせていただいております。</p>
2	<p>あなた方が町には帰還できないと思っている場所に私たちは帰るつもりは無い。土地・建物は買い取っていただきたい。</p>	資源エネルギー庁	<p>賠償はあくまで皆様の大切な財産に対しまして今避難指示がかけられており、それが使えないような状況でございます。そういった状況に対して、損害を与えているという認識のもと、賠償金をお支払いさせていただくといった考え方に基いております。こちらの皆様の大切な財産の買い取りではなくて所有権の移転はなく、与えた損害に対する賠償というものはしっかりさせていただく、といったところで考えております。一方で、買い取りといったところでもしかすると公共買収のようなところをご意見の中でお考えなのかもしれないということでお答えさせていただきますが、こちらは賠償とは別な部門でこれからの公共事業をやっていこうといったところになるところになりますので、そういったご意見をお持ちである住民の方々がいるといったことにつきましては、今後公共買収を考えるような関係省庁にもしっかりとその旨はお伝えしたいと考えております。</p>
3	<p>親戚は自分で450万円程かけて土地のかさ上げを行っていた。私自身も地震対策で二重壁を造っていたため家の被害は無かったのに、原発事故で避難させられている。また、家財も自宅に残したままである。</p> <p>これらの費用は評価額には反映されず、実際かかった額の4分の1、5分の1しかもらえない。東電が一軒一軒判断するくらいの配慮があっても良いのではないか。</p>	資源エネルギー庁	<p>二重壁の評価の部分、家財の雛人形等の話でございますけれども、こちらは恐らく家財は定額の賠償額でいくと、家財の金額が定額の賠償では収まらないことももちろん考えられます。そういった場合、それを上回る損害が出てしまう、特に持ち出せないような場合につきましては、それを上回る部分についても個別に評価して定額を上回る損害についてはしっかりと賠償させていただくことを考えております。こちらの個別の評価の仕組みにつきましても今調整中でございまして、またこれが定まりましたら皆様にもお知らせさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、持ち出しても保管場所が無いといったお話をいただきましたけれども、こちらにつきましても、そういった地元の皆様のご希望に少しでもお応えできるように賠償の中の世界でも家財の持ち出しとか持ち出し先での保管費用とかいったものは、なんとか賠償できるような形で制度が組めないかといったところを検討中でございます。こちらにつきましても、制度がしっかり定まりましたら皆様にもご案内させていただきたいと思っております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
		東京電力	回答の方はほとんど経済産業省の方からお答えいただいた内容なのですが、私どもも窓口で今いただいたような、計算式ではとてもではないが当てはまらないとか、大切な庭の木であったり盆栽であったりとか、いろいろなこういったご意見を聞いていますので、個別評価の時にできるだけ皆様のお手伝いができるように真剣にお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、必ずその定額の掛け算をした金額で選択してくださいということであって、一番個別評価であればそれを選択した場合に、できるだけご負担を掛けないような方法でいろいろ検討させていただきたいと思っておりますので、大変申し訳ございませんけれどもご容赦いただきたいと思います。
4	賠償の資料P.10において、宅地・建物等を第三者への転売等を控えていただく必要があると書かれているが、転売してはいけない法的な制限があるのか。それとも自由に転売しても良いのか。	資源エネルギー庁	転売は控えて欲しいという部分について法的な規制がかかっているのかといったところでございますけれども、まず事実関係と致しまして、法的な規制はかかってございません。こちらはあくまでお願いでございますが、ただ、このお願いの前段に、全額賠償した場合に民法上の規定ですと所有権の移転が行われるところでございますけれども、皆様の大切な財産を全額賠償をしても所有権の移転を東京電力としても求めるものではないと、今回の賠償ですと、といったところから、所有権の移転を求めない代わりに第三者への転売、大切な財産について転売を控えていただきたいといったお願いをさせていただいておるといった形にさせていただいているところでございます。こちらについて、例えば転売した場合につきましては、その後全額賠償をしたような場合につきましても所有権の扱いについて、所有権の移転を原則求めないといった取扱いは対応の除外の対象となったりするところもあろうかと思っておりますので、こちらはあくまで所有権の移転を行わないといったことをしますので、その際には第三者への譲渡といったものは控えていただきたいというお願いでございます。法的に規制が掛けられているところではございません。
5	(承前)奥歯にもものが挟まったような回答でよく分からなかったが、要望があって売り方買い方の意見が合えば転売しても構わないということよろしいか。	資源エネルギー庁	はい、転売に関して法的な規制があるかというご質問でしたので、法的な規制は今掛けられておりません。ただ、ご注意いただきたいのは、全額賠償したときに所有権の移転を求めないといったことに関して、運用が変わる可能性があるかと。そこに対してはご留意いただきたいところでございます。
6	(承前)全額賠償の5年後、6年後の話ではなく、現時点で転売しても構わないかということを知りたい。	資源エネルギー庁	はい、法的規制は掛けられておりません。法的規制は無いという風に申し上げましたけれども、賠償とか避難指示にあたって法的規制が掛けられていないということでございますが、通常の転売と同じような法的手続きはもちろんとする必要があります。例えば農地を転用する場合はそれなりの手続きが必要であることはご承知かと思っておりますけれども、通常の土地の転売でも必要な手続きはもちろん必要でございます。
7	除染について、資料のP.4の除染作業の進め方において「同意書(案)」の作成という表現は、実際に既に使われているのに案というのかおかしいのではないか。	環境省	まず一点目のご指摘と致しましては「同意書(案)」ということですが、こちらにつきましては、我々が除染する方法を、こういった方法ではいかがでしょうかという案をまず作りまして、それに基づいて地権者の皆様、町民の皆様に一軒一軒お宅に訪問しまして一緒にご相談しながら最終的にこういった除染でやりましょうという同意を、そういったお互いに納得のいくものにした後に、ではこれで良いですよということでハンコを押していただいております。これが「同意書」ということになると考えておりますので、我々からご提示するのはあくまで案であるということで「(案)」と付けさせていただいております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
8	地権者の要望に沿って除染を行い、その除染の報告の結果によっては地権者の意見に沿って再除染を行うという方向でよろしいか。	環境省	要望に応じてしっかりやってくれるのか、また再除染ということも必要に応じてやるのかというご指摘もいただきました。こちらについては、もちろん一軒一軒お宅に訪問して、皆様のご要望をお聞きして、また、こちらも線量計を持っていきます。線量計を持っていってどこが高いのか、どこが低いのか、そういったこともきちんと確認しながら対応して参りたいと思いますので、その場でまたご相談をさせていただければと思います。また、その再除染ということですが、再除染というか我々と致しましては、もう今回の除染でできる限り下げるといことで、例えば除染をやった時に線量が高くなっているとか、そういうことがあればそこは対応していく必要があると思いますが、基本的には今回きちんと除染をしていくことで対応して参りたいと考えております。
9	(承前)除染は地権者の同意を持って完了とするという考え方で良いか。	環境省	そのように考えていただいてもよろしいかと思っております。
10	地域の除染に携わっている方の話を聞くと、環境省の立場としていかにお金を掛けずに除染をするかという考えで、「足場を組まないで除染をしろ」、「屋根は手の届く所だけ拭けば良い」というような指示を環境省が元請けに指示を出しているという。また、土や泥をかぶせて遮蔽をして線量を弱くするようなやり方をしているということも多く耳にする。こうした除染方法は、環境省として年間20mSv以下にする計画に沿ったやり方なのか。それとも誤ったやり方をやっているということなのか。	環境省	今除染が始まっておりますが、その中で手の届く所しか拭かないとか、そういった対応が果たして適切なやり方なのかと、お金を掛けずにやり方が適切なのかというご質問もいただきました。そちらにつきましても、我々としては作業員の安全性が確保できる範囲内で常識的な範囲内で、例えば屋根であれば足場を組んだりとか、高所作業車でやるとか、そういった常識的な範囲内ではきちんと対応して参りたいと思っております。また、その遮蔽をするとかそういったものも適切な除染方法なのかとご質問いただきましたが、線量が低いところとかそういったところについては、遮蔽をすることでも十分線量を下げられると考えておりますので、そのこと自体は間違ったやり方ではないと考えております。しかしながら、線量の高いところにつきましても、やはりきちんと土を取ってあげてそこに、例えば5cm剥いたら同じものを元に戻してあげるといったことは必要だと思っておりますので、そこは同意取得の際に線量をお互いに確認して何が最も適切なやり方なのかということをご相談させていただきたいと考えております。
11	(承前)作業員の方の安全を確保するという話があったが、足場を組むとお金が掛かるから足場を組まないでロープにぶら下がってやれ、それでも危ないところは届く所だけやれば良い、地権者には了解をとるから、という指示が元請けから出ているという話。それは環境省の適正な除染の要領なのか。	環境省	お答えが十分でなくて申し訳ございません。足場を組んできちんとやるということはしっかりやらなければいけないと思っております。そのロープでやるというのは、すみません、ちょっと私も一般的にどういったものか見たことがないんですけれども、我々がご用意しているメニューの中では、足場を組んでやるということと、高所作業車で行うのを基本メニューにしていますので、そのロープでやるというのは見てみないと適正かどうかこの場で判断できないんですけれども、足場を組むところはきちんと足場を組んで除染をやるというのが我々の基本スタンスで、積算基準や共通仕様書でもお示ししていますので、基本的にはそういうやり方になるはずだと思っております。
12	(承前)今おっしゃっていることと現場でやられている作業が全く食い違っている。現場をよく知った方が来られた方が良いと思う。実際は環境省が言った方法で除染されていないし、除染をやったという事実だけを作っている。	環境省	(意見のため回答なし)

No.	質問内容	回答者	回答内容
13	(承前)高いとか低いという抽象的な言い方をしているが、高いというのは空間線量いくつ以上のことなのか。	環境省	放射線量が高いというのは、まずひとつの基準となるのは我々としては $3.8\mu\text{Sv}$ をひとつの基準と考えております。ですので、 $3.8\mu\text{Sv}$ 以上のところについてはより線量が下がる方法を選択するのが適切ではないかという風なスタンスでまずは取り組んで参りたいと考えております。
14	(承前) $3.8\mu\text{Sv}$ は年間か。	環境省	時間当たりで $3.8\mu\text{Sv}$ ですので、年間にしますと $20\text{mSv}$ 相当でございます。
15	(承前) $3.8\mu\text{Sv/h}$ を下回った場合には除染がされているのでそれで終わりということか。	環境省	$3.8\mu\text{Sv}$ 未満になれば除染が終わりという意味ではなくて、 $3.8\mu\text{Sv}$ 以下のところも、つまり、年間あたり $20\text{mSv}$ 以下になるところにつきましても、それよりも線量を下げるといのは計画の方にも今後記載をしていきたいと思っておりますので、そこはより線量を下げることには変わりません。また、いつまでということは先ほども申し上げましたが現時点でいつまでに $1\text{mSv}$ にするということは申し上げられないんですけれども、長期的に見た時に $1\text{mSv}$ まで目指して取り組むということに変わりはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。
16	(承前)いつまでに $1\text{mSv}$ 以下にするのか分からないけどとにかく住めということか。	環境省	我々の現時点の知見の中でいつまでに $1\text{mSv}$ にできますと申し上げられるのが本当にベストだと思います。ですので、おっしゃる通り、そこをきちんとお伝えできないのは本当に申し訳ないと思うんですけれども、現時点で我々がいつまでということは申し訳ありませんがもう少し知見の集積を待っていただければと思っております。ただ、我々としていくらの線量になったら帰れるか帰れないかというのは、またちょっと違う議論だと思っております。少なくとも我々の環境省の立場では、できる限り線量を下げるといことに変わりはございませんので、そのように取り組んで参りたいと考えております。
17	賠償基準に出ていない、いわゆる固定資産が掛からない墓地、墓石についてどのようにお考えになっているのか。	資源エネルギー庁	墓地の扱いにつきまして、非常に賠償金額算定するといったところで、非常に難しいところだと捉えております。賠償しないというわけではございません。これをどういう風に賠償額として算定して皆様へお支払すればいいのかどうかといったところを詳細を詰めているところでございます。詳細がどういった算定方式でお支払するのか決まりましたら、皆様にもしっかりと示させて頂きたいと思っております。
18	(省前)3.11以前に納骨されてあったご遺骨の除染はどうしてくれるのか。	環境省	墓地の除染につきましては、例えばお寺の管理者の方とご相談して、その中で除染の方法を決めて除染に入っていきたいと考えております。ただ、ご遺骨が仮に放射線で汚染されていたとしても、それが空間線量に影響を与えているとは、考えにくいかなと考えておまして、これについては基本的に、除染の対象物にはならないと考えております。
19	(承前)お骨を対象物として扱ってもらっては困る。その辺どうも配慮が足りないんじゃないですか。亡くなった人のお骨が入っているんです。モノじゃないです。重々これを考えてください。	-	(意見のため回答なし)

No.	質問内容	回答者	回答内容
20	町が5年間は戻れないという宣言を出していることに対して、政府はどう思っているかということ、内閣府の方から回答頂きたい。	内閣府	復興計画で6年戻れないと、町の方でこういう意向を持っていただけることは、重々承知いたしておりますし、重く受け止めてございます。この解除見込み時期に伴って、今お話があったように、宅地、建物、精神賠償の一括払いの額というものが決まっております。解除見込時期というのは、最初私の方から申し上げましたとおり、国が今、町としっかり今後のインフラ復旧の見直し、除染の見直し等の突き合わせをして、協議をして決めていくというプロセスを踏んでございます。できるだけ早くこちらのプロセスを進めて参りたいと考えてございます。
21	基本的に5年という数字は一体何を意味しているのかということがよく理解できない。	内閣府	5年とは何か、つまり発災から6年という、年数について一言申し上げたいと思います。帰還困難区域が、発災後6年は固定をするという扱いになっているからでございますけれども、この発災後6年というのは、他の大きな災害、例えば、雲仙普賢岳とか、三宅島の避難のような場合を参考に致しまして、発災後6年経ってしまうと、改めて戻ってそこで生活するのは困難であろうという、1つの目安がございました。従いまして、今回の震災におきましても、5年間帰れない、つまり現在の線量が5年経ってもなお20mSvを上回ってしまうようなレベルのところについては、帰還困難区域とするという扱いにした経緯がございます。
22	3区分(避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域)の中では、5年で全損とある。町で5年間は戻れるようにはならないと決定されたと思うが、居住制限区域も避難指示解除準備区域も、見込みが5年以降になるので、賠償について全損(一括払い)と同様の扱いとなると解釈していいか。	資源エネルギー庁	資料に記載させて頂いている通り、解除見込時期について政府決定がなされればですね、帰還困難区域と同じ、それ以降設定されれば、その期間分一括でお支払いするといった形になります。
23	震災以前よりも、震災後、労働時間が復旧対応で多くなったために給料が増えた。そうすると、保障がゼロになってしまう。なんとかは正できないか。	資源エネルギー庁	事故によって、いきなり(収入が)0になって、それで就労再開して収入がどんどん増えていくだろうと、そういったときに特別な努力を認めるにしても、収入がどんどん得られて大きくなっていく、後の方の期間を見れるようにした方が被災者にとっては有利でないかと、算定期間を長めにとつて考えておりました。一方で、今お話し頂いたケースのように、事故から1年、努力がありまして収入が増えたといったところで、特別な努力が認められないと、就労不能損害そのものがないといったケースもあるということをお話しをお聞きしましたので、今です、その前倒しの部分のところの特別な努力というものを認めるような賠償の仕方ができないかどうかということ、今検討して進めているところでございます。これもどういった確認の方法とかをするかを詰めているところでございまして、そういったご指摘も踏まえまして、実態にあったような特別な努力が見られるような、制度拡大というのも考えておりますので、この結果をお示しできるようになれば、改めてお示しさせて頂きたいと思っております。
24	仮置場に関して、防水シートだけでは遮水は不完全だと、農水省の技官から聞いている。防水シートの遮水だけでは、3年もたないと思うが、その辺のところ、環境省の見解はどのようになっておりますでしょうか。	環境省	遮水シートを使えば、我々としては、3年はきちっと、遮水できると考えてございます。また、合わせて集水タンクを用意しまして、仮に漏れ出たようなものがあれば、その濃度をきちっと、水を監視できる体制というのを整えております。地下水濃度もきちっと定期的に測るという対応をして参りますので、そこはきちっと我々も管理できる体制を望んでおりますので、そこはご安心頂ければと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
25	賠償について、 農林業は5年間の補償で終わるとある。 2016年以降(5年以降)の賠償がどうなるのかお聞 かせください。	資源エネルギー 庁	16年以降の賠償につきまして、賠償基準では、どのような営農を行われている方、営農される方、 されない方、いずれにおきましても、16年の12月までは払うといったものでございます。この後の 分につきましては、就労不能損害のところでご説明させて頂きましたが、個別の農家の方々の営 農再開状況を踏まえて判断させて頂く。一律運用するのが、2016年12月まで。その後、個別の事 情に応じて対応させて頂くといったところを考えております。
26	帰還の問題ですけど、三区画に分けて帰ることでな く、町を全て綺麗にして一斉に帰ることはできないで しょうか。	内閣府	今回区域の見直し、3つの区域に分けますけれども、それぞれについて解除の時期をいつにす るのかということは、また今後住民の皆様方と十分に話し合いをさせて頂きながら決めて参りたい と思っております。勿論、あくまで可能性の議論になってしまいますけれども、3つの区域が一 斉に帰るということにも可能性もありますし、そうではなくて、早く解除される区域が出てくるとい うこともあり得るかと思っております。が、いずれにしても、これは国だけで決められる話でもございませ ないので、町と住民の皆様方としっかりと話し合いをさせて頂いて決めて参りたいと考えています。
27	賠償基準の方針では、「住民の生活再建のための 十分な金額を確保することとする」という文言が記 載されています。財物賠償の基準は十分な金額を はじきだすものになっているのか。あなたの個人的 考えでいいですから、この金額で十分かどうかお答 えください。	資源エネルギー 庁	色々なケースのサンプル計算結果を見させて頂きました。非常に古くて狭いお宅ですと、非常に 賠償額が少ないということにならざるを得ないところがございます。そういった方々については、 賠償金だけではなく、それ以外の支援策がないと、なかなか厳しい方もいらっしゃるのではない かと考えております。
28	未登記の建物についての賠償については、どこま で進んでいるのか、どこまでやろうとしているのか。	資源エネルギー 庁	未登記の物件につきまして、名寄せ帳とか固定資産税課税評価額の納税義務者、その土地の 所有者とみなして運用する。といったことにつきまして、先行払いではなく、本賠償でやる方向で 調整を進めております。本賠償自体は、スケジュールのところでご説明させて頂きましたが、まだ 調整がついておらず、まだ請求開始しておりません。もうしばらく準備に時間がかかかりますのでお 待ちください。そちらの方につきましては、未登記の物件に対して、名寄せ帳とか固定資産税課 税評価額の証明書等を用いて、所有者確認ができるようなものを運用できるように調整をして おるところです。先行払いにつきましても、要望を頂いております。こちらでも対応できるかどうか 検討させて頂いているところがございます。まだ内部検討が完了しておりませんので、お答えで きませんけれども、ご要望を頂いて、それが実際できるかどうかを検証させて頂いているところ です。
29	家財の賠償基準について、税務署が出している家 庭用財産の基準表があるが、私達は実質、全てを 失っている。この金額の差異についての考え方は いかがなものか。	資源エネルギー 庁	税務署の家財の被害の評価額の件ですけれども、私共も拝見させて頂いて参考にさせて頂いて おります。この額との大きな違いと申しますのは、税務署で出しているものは、家財が全損であ るといったところを使っておりますけれども、こちらでは一時立入の実態などを踏まえさせて頂き まして、一部の家財につきましては、持ち出している方々もいるだろうということで、持ち出された 部分につきましては、定額の賠償額から除くといったところを踏まえまして、この算定額を出して いるところがございます。 しかしながら、持ち出していない方も勿論いらっしゃると思います。その方につきましては、定額 を上回る部分の損害を個別評価させて頂くことで、しっかりと賠償させて頂く仕組みというか、立 て付けにさせて頂きました。

No.	質問内容	回答者	回答内容
30	営業損害・就労不能損害について、月額50万円までは控除しないということですが、個人事業主の場合どのようなになるのか。	資源エネルギー庁	特別な努力の控除額につきまして、50万はあくまでサラリーマンのような給与収入がある方々に対するものと考えております。ご指摘頂いたのは、個人事業主の方々につきましては、営業損害の扱いだろーかと思ひます。営業損害に關しましては、個人収入の条件というものは設けておりませんので、全て損益の部分は営業損害ということで算定されることになりまひます。
31	賠償の以前に、加害者と被害者の關係を考へた場合に、お見舞金というものが考へられるのではないか。	東京電力	本当に大変申し訳ございませぬが、色々説明させて頂いていゝなかで、紛争審査会における推進というものがございまして、こちらのなかで、これを参考に社内で検討しながら、賠償項目を決めさせて頂いておひます。なかなか思ふように、ご意見頂いた内容が反映できなくて、大変申し訳なく思ひておひますし、話は脱線しまひすけども、10月31日も福島県知事から、当社の社長に対して、要望書を頂いてまして、その中で同じように、被害者である県民の方々の一刻も早い生活、事業の再開をできるように、賠償をしっかりとやるようにと言われまひすし、経営者の責任を最後まで果たせと言われまひす。大変本当に申し訳ございませぬが、この場で、分かりました、お支払いできますという回答にはいたりませぬが、持ち帰って、頂いたご意見については必ず社長の方に伝えたいと思ひますので、ご了承頂きたいと思ひます。申し訳ありません。
32	(承前)持ち帰って検討して、町長さんに答えてください。	東京電力	分かりました。